

きました支援も含めまして、都道府県農業会議、全国農業会議所が円滑に新制度に移行できるようにしっかりと検討してまいりたいと存じております。

○山田修路君 どうもありがとうございます。

今日は、ほかにもいろいろ問題はあろうと思うんですけども、農協あるいは農業委員会の関係の改革について御質問をいたしました。今質問した以外にも様々な問題があつて、今後更に具体化をしていくことになると思います。先ほど言いましたような観点も含めて、しっかりとこの農林水産委員会の場でも議論をしていきたいと思っております。

それでは、時間が大分たちましたけれども、法案については御質問をしたいと思います。

この法案については、農水省を始め農林水産関係者にとっては長年のやはり課題であつたというふうに思っております。私も農林水産省に在職し携わつたことでもあります。

この法案については、やはり、なかなか諸外国との関係、EUあるいはアメリカとの関係で、EPA等の交渉でも問題になったり、あるいは商標との関係をどうやって整理をするかといった問題、そういった立法技術的ななかなか難しい問題があるというふうに思います。農水省はこれらの問題を何とかクリアをしてこうして法律の形にしたというところで、大変その点は評価をしております。

この制度を農林水産物のブランド化に大いに役立てていくべきだというふうに思っております。そのためには、この制度ができた際には、その普及を積極的にやることが必要です。さらには、国の方においても、予算ですとか組織ですとか、そういったものをしっかりとつくつて農林水産物あるいは食品のブランド化を進めていくということが大事だと思っております。大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 本制度の着実な定着と活

用、これを実現するためには、今委員からもお話がありましたように、この制度の十分な周知、それから不正使用への厳格な対応を通じて信頼の確保をしていくと、これが大変大事だと思っております。

制度の周知につきましては、生産者、生産者団体、そういう方々が本制度を十分に理解して活用していただくように、まず、今年度ですが、知的財産の総合的活用の推進事業、これの一環として、品質管理基準の策定、マーケティングの確立等への支援を行うこととしております。また、来年度以降についても適切な支援を行えるように、概算要求に向けてしっかりと検討していきたくて、こういうふうな思っております。また、あわせて、小売流通業者や消費者に対してもこの地理的表示マークの周知を行うなど、施行に向けてしっかりと準備をしたいと思っております。

不正使用への対応ですが、関連する情報を受け付けて機動的に対応を行う通報窓口、これを設けるとともに、立入検査等の現場の対応を農林水産省の地方出先機関である地方農政局、また北海道農政事務所、これが行う方向で検討しております。効率的で実効性のある体制の整備をしっかりと図つてまいりたいと思っております。

○山田修路君 是非、この法案ができた際には、この制度が本当に地域に喜ばれるように、また、今お話がありました様々な対応が農水省あるいは国でできるように、組織あるいは予算の対応をお願いをしたいと思います。

それで、特にその中で、やはり今、商標法の地域団体商標が既に登録が資料によりまして五百五十件以上あつて、かつ農水産物や食品は二百八十八件ということになっております。地域では、地域団体商標とそれから地理的表示制度を両方活用しながら地域ブランド化を推進していくということになるのではないかと考えますけれども、その方針について、農水省のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) 先生御指摘のとおり、既に地域団体商標制度がございます。本法案に基づくこの地理的表示保護制度は、地域団体商標制度と比較しまして、地域の特性と結び付いた一定の品質基準を満たした産品だけが表示を使用できること、さらには産品の使用が特定の団体及びその構成員に限定されないこと、さらには不正使用表示への対応を国が行うこと、こういった点が大きく異なっているというところでござい

ます。このため、ブランド産品の名称を地域の共有財産と位置付ける場合には地理的表示が、さらに一つの生産者団体のみが名称を独占することになじむ場合には地域団体商標制度がそれぞれ選択されることになるかと考えているところでございます。地域の実態や産品の特性を踏まえたブランド戦略に際して利用する制度を選択し、又は両者を組み合わせて利用するといった対応を取っていくことが重要ではないかと、こういうふうにご考えております。

○山田修路君 どうもありがとうございます。この地理的表示制度については、先ほど言いましたように、地域の農林水産物や食品のブランド化に非常に効果があると思っております。何年かしたら、本当にこれはいい制度だつたとみんなに言われるような運用を是非お願いをしたいと思います。

それから、質問の最初でお話をしました農協あるいは農業委員会、系統組織の改革についても、やはり地域の実態を踏まえた、あるいは系統組織の意見を踏まえた対応を是非お願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。○堀井巖君 自由民主党の堀井巖でございます。時間が二十分と限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。私は、今回のこの特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案について、改めて基本的な事柄をまずお伺いしてみたいというふうに思います。

今の質疑にもありましたすけれども、今回のこの法律案、地域の一定の品質を保持する農林水産物・食品をブランド化する。更にその価値を高めていくということで、これは地域の、特に生産者の方の期待は大変大きいと私も感じるところでございます。また、それは消費者利益にもつながるものというふうな期待をいたしております。いま一度、今回のこの制度を導入することによって生産者として消費者にどのようなメリットがあるのか、御説明いただければと思います。

○政府参考人(山下正行君) 本制度の導入に当たつてのメリットについてはお尋ねでございますけれども、品質やブランド価値など、我が国の農林水産物の強みを生かす本制度は、攻めの農林水産物の核となるものと考えているところでございます。

本制度におきまして、地域の特産品の名称を地理的表示として登録し、公的に保護することによりましてブランド価値が守られ、本来生産者が得るべき利益が確保されるものと考えているところでございます。また、地理的表示は、国が不正な表示を取り締まる制度としており、訴訟等の負担なく生産者が自分たちのブランド価値を低コストで保護することができ、こういったメリットもあると考えているところでございます。また、地理的表示が常に高い品質に裏付けられたブランド価値を保護する仕組みとして機能することによりまして、品質の高い商品の選択に資することに資するところを消費者にも裨益するところを考慮しているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。私も、少しこれまでの質疑あるいはこの法律を勉強する中で、本当に今お答えいただいたようなメリットを特に感じ、期待をしているところであります。また、特に今回の場合、地理的表示がブランド化される、例えば私の地元ですと奈良県、大和何とかというものが仮に登録された場合、これが信頼され得るブランド価値として、国内そして海外で価値あるものとして承認をされ支持をされて

いく、そのことが今後の様々な農林水産業の振興、発展にもつながるといふ意味で、大いに私は価値があるといふふうに思っています。

それと、今までも商標制度あるいは地域団体商標制度等もございましたが、特に食品、農林水産物について、この品質というものについて今回の制度がしっかりとわゆるお墨付きを与える、このことについても私は大変評価をしたいというふうに思っています。さらには、例えば従来のいわゆる商標制度ですと、登録をした人、私人等に対してその権利を保護していくということでしょうけれど、今回の場合は、一つの地域ブランドが登録されたら、その生産者の方々みんながそのブランドというものを通じて品質の高いものを提供できる、すなわちその地域の皆さんがこのブランドによって生産者としての恩恵も被ることができるといふ意味で、私は大変この制度に期待をするわけでありませぬ。

重要なことは、この制度が本當にしっかりと、先ほど大臣おっしゃられましたけれど、信頼される制度としてきちんとワークするかどうか、これがこれから一番重要になってくるというふうなふうに思っています。登録ということを始めからといて、すぐにこれが消費者の人にもブランドとして認識されるとは限らないわけでありませぬ。

特に、質問ですが、海外において、これまでも中国等で商標登録問題がありました。今回は国内法制度としての整備でありますけれども、これで、仮に海外で地理的表示が不正使用されるような場合も当然想定されるわけですが、特にそういった場合にどのような対応が可能なのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。本制度は、地理的表示に係る国内法制度の整備を行うものでございまして、本制度による登録を受けたとしても、直ちに他国の地理的表示保護制度の対象となるわけではございません。

地理的表示の登録を受けた産品につきましては、地理的表示のマーク、いわゆる統一マークでございますけれども、これを添付すべきとしていくわけでございますが、このマークを主要な輸出先においても我が国の真正な特産品であることが明示され、そのマークによりまして差別化が図られるというふうに考えております。

○堀井巖君 諸外国において、このマークをしっかりと商標登録していくことによつて一定の不正使用を防止していく、極めて適切なやり方ではないかというふうに今伺いをいたしました。いずれにしても、そういったことをしっかりとやっていくことが、このブランドというものの価値を高めていくことになるだろうというふうに思ひます。言い換えれば、いかにブランドというのは、例えば企業で様々なブランド価値を持つものを生産して販売されている方、これはもう物すごくブランド価値を維持発展させるために相当な努力を払つて、様々な戦略を持って、このブランドというものをしっかりと守り育ててこられたんだと思ひます。

これまでのEUの例でも、恐らく大臣も以前御指摘をされたと思ひますけれども、例えばチーズでも、ブリー・ド・モーとかあるいはカマンベール・ド・ノルマンディーでしょうか、こういったものも、やはりその地域の長い歴史の中で培われてきたものをしっかりとその地域の中で制度として、ブランドとして守っている。様々な総合的な取組、もちろんこの制度があつてですけれども、様々な方々の努力によつてこのブランドというものの価値が守られてきたんだらうというふうに思ひます。

今回のこの法案を拝見するに、今回は、生産者団体自らが品質管理をする、これは一番知見を有しているという点で、この点も理解できるところであります。そして、国がその品質管理体制

をチェックしていくというふうになつていくわけでありまして、国自らがしっかりとそのブランド価値を守るためにアクションを起こしていくんだという点で、私は、国の役割、責任、特にこのブランドというものを、地域ブランドを守り育てていくという意味でも極めて大きいのではないかと、いふふうに思ひます。

そういう意味では、今後の六次産業化に向けての地域ブランドの確立という点では、まさに行政である農林水産省の職員の方々が、どのようにブランドというものの価値を考え、戦略的に行動するかどうかにかんしては懸かっているんだといふふうに思ひます。

そのためには、これはもう地方の農政局も含めた全体としてのやはり体制づくり、そしてそこに様々なブランドというものを、これ行政でひよつとしたら今までは余りブランドを守るために何をすべきかというところについての観点から仕事をやる機会というのが余りない場合もあつたのかも知れませんが、やっぱりそういったことに携わる職員の方々が、そういうものをどうすればいいんだ、価値を理解し、戦略を理解し、そして不正をしつかりと防止していくという強力な体制で行つていくかどうかというのを私は分かれ目になつていくというふうに思ひます。

特に、最初これが走り出したときに、生産者の方からすると、いや、何か自分たちのものはないか分からないけれども登録してもらえないとか、そういう何か声が出てきたりしてしまつたと、せつかくのいい制度もうまく機能していないなどと思うようになってくるわけでありまして、やっぱり公平公正、そして迅速に登録も行われ、しっかりとチェックも行われていくという、全体としての信頼が伝わってくるのが極めて私はいふほど重要だといふふうに思ひます。

○國務大臣(林芳正君) 今お話しいただきましたように、このブリー・ド・モーは千年、ブリー・ド・モーから言わせると、それを持つていったカマンベールが二百年と、こういうことでございまして、私が視察にお邪魔したときも、そのレギュレーターの方がインスペクターということで立ち会つていただいて、作り方も詳細にそういう方がチェックをされておられると、こういう現場のお話を聞いてなるほどと思ひましたが、やはり今委員がおっしゃつていただいたように、この制度が着実に定着して、みんながいい制度だと活用してもらえようようになるためには、やはりその制度に対する十分な御理解、周知徹底、それから不正使用した場合は厳格に対応されると、こういうことで制度に対する信頼の確保をすることが大事だと思ひます。

周知については、やはり生産者へ申請するときにはこういうふうにとつて、消費者に対してはまた、小売流通業者に対して、消費者に対しては地理的表示マークの周知を行うということ、施行に向けて、法案成立の晩にはしっかりと準備してまいりたいと思ひます。

それから、不正使用への対応ですが、関連する情報を受け付けて、先ほど申し上げましたように、機動的に対応を行う通報窓口、これを設けるとともに、立入検査等の現場の対応、地方農政局や北海道農政事務所で行う方向で検討しております。

具体的な体制については、やはりこの制度の円滑な執行のために必要十分なものにしなければなりません。したがつて、この地方農政局等の職員が持つております表示監視に関する専門的知見、これをどうやって活用していくかと、こういう観点等に配慮しながら、効率的で実効性のある体制整備に向けて検討を進めてまいりたいと、こういうふうに思ひます。

○堀井巖君 ありがとうございます。

次に、この法案に関連しての質問になつてきますが、今回の、農林水産物ということ、林も入つて、林という字もありません。今回、この

地理的表示の保護制度によって、特に食品関係の六次産業化を進めていこうという取組と相まって、この林、すなわち林業の問題についてお伺いをしたいというふうに思っています。

先ほどの山田委員からの質問でも触れられましたが、日本創成会議、大変シヨッキンな予測をまた出したところでもあります。町が消滅すると、人口減少の相当激しい予測も出てくるわけがございます。私の地元、奈良県のそれの市町村の予測も大変厳しいものがございます。特に、山間部の町村の予測は厳しいものがございます。一方で、山間部の様々な例えは棚田や何かは、中山間の制度やあるいは今回成立しました多面的機能支払の制度でしっかりと支えていこうという、こういうことのあるわけですから、何よりもそこに、それを行っていく、実行していく人がいないとなかなかそういって支えられないわけになります。

先日、大臣も御案内の方であります、徳島県の上勝町で葉っぱビジネスをやっておられる株式会社という横石知二さん、ずっと葉っぱビジネスをリードされてきた方と少し話をすることがありました。

葉っぱビジネス、大変有名で、日本のそういった中山間地域の中でも特に成功事例として挙げられていますけれども、私、尋ねたんです。創成会議のこういう予測が出ましたけれども、上勝町、大丈夫でしょうか、大丈夫ですとねと聞いたら、横石さんの答えは、駄目だと、これだけでは駄目なんだと。この葉っぱビジネスだけでこの人口減少なり中山間地域をしつかりと、そこに若い人たちを定着させるというのにはまだ無理なんだと。次の一手はどう考えていられるんですか、それは山を動かすことなんだというのが横石さんのお答えであります。

私も、まさに今活用可能となっているこの森林資源をいかに活用して、そしてそこに経済的な価値をしつかり見出して、それを通じてそこに人を、若い人たちを定着させていくかというの

は、これは極めて重要になってくるというふうに思うわけがあります。

今、直交集成材、CLTの取組とか、あるいは木材を使った新素材の開発等も昨今言われているけれども、川上から川下までの施策をしつかりと一体的に更に行っていくことが重要だと考えますが、改めて林野庁長官にその御見解をお聞かせいただきたいと思います。

〇政府参考人(沼田正俊) お答え申し上げます。

昨年十二月に官邸の本部で決定されました農林水産業・地域の活力創造プランでございますけれども、ここでは、新たな木材需要の創出、国産材の安定的、効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現することとされております。

私どもとしては、このプランを踏まえまして、今お話がございましたCLT、直交集成材等の新たな製品、技術の早期実用化、そして木造の公共建築物の整備等への支援、そして木づかい運動を始めた木材の需要拡大や需要者ニーズに対応した国産材供給体制を構築する取組等の支援、また間伐等の森林施業や路網整備の推進、そして大事なことは地域の林業の担い手となる人材の育成と、こういったことによりまして持続的な林業経営を確立していくということが大事だと思っております。

こういったように、様々な角度から、川上から川下に至る施策に総合的に取り組んでいるところがございます。私どもとしても全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〇堀井巖君 ありがとうございます。是非とも、もうありとあらゆる知恵と施策、総動員して、川上から川下対策まで林業の成長産業化に向けた取組を行っていただきたいというふうに思います。日本創成会議の予測で、奈良県の、また同じ村を出して恐縮ですが、川上村という江戸時代から本当にすばらしい吉野杉を守り育ててきた村がござ

います。今は約千六百人の村ですけども、こちら、人口移動が収束しない場合には、二〇四〇年には二十歳から三十九歳の女性が八人になるという衝撃的な数字が出たわけでございます。

しかしながら、これは、何もしない、手をこまねいたままではあり得ない数字です。逆に、今長官がおっしゃられたような様々な施策をこれから本気でやっつけていく、そのことによって、この創成会議の予測はそのとおりになりますよとやなくて、しっかりとこれ、自分たちで今の社会の現状を見て、そうならないように頑張っていくという期待を込めての私は予測でもあるというふうなふうに思います。

特に、この中山間地域においては、そういった意味でも、林業でありますとか農業、こういったものを所管されておられる農林水産省の役割といふのは極めて大きい、私はそう思っております。是非とも、こういった予測を絶対にしていくんだと、そして林業がしっかりと経済的価値をまた大きく再び持つようになって、地域に活性化と、そして国土保全がしっかりと守られていく、資源循環もしっかりと起っていくんだというふうな形に持つていくんだという、そういう思いで、是非、大臣の御決意をお聞かせいただきたいと思っております。

〇国務大臣(林芳正) 今、長官から答弁いたしましたように、大きなポテンシャルが林業にあると。山の奥へ行けば行くほどポテンシャルが大きくなるわけがございますので、そこをどうやって川上から川下までつなげていって、森を守るといふのは決して木を切らないことではなくて、切つて、使つて、お金を森に戻していく、すなわち植林をしても、リサイクルをするとか、こういうことであるという木づかい運動をしつかりとやっていただきたいと思っております。また、昨今は、例えば「里山資本主義」という本が結構たくさん売れたりが、それから私ら大臣になって四作目でございますが、別に自分が作ったわけじゃないんですが、映画とタイアップがですね。四作目はまさに「W

OOD JOB」ということで、都会育ちの高校生が、緑の雇用事業をモデルにしたようなストーリーで、田舎に入つていって、そこにどんどん定着をしていくと、こんなようなストーリーでございます。

映画がこういったふうに行ける、またアニメがヒットするということは、若い層がやはり関心を持っているということの表れではないかなと、こう見ておいて、着実にそういう層が、自然の中に入っていきつつやる生活について非常に大きな欲望といいますか、そういうものに対するいい感情を持っているんだという、こういうふうな思っております。しっかりとそれを現実の場で林業に入つていってもらうというふうにどうやって定着させていけるか。また、林業にとどまらず、この間、農山漁村の宝と書いてむらの宝と、こういうふうと呼んでおりますが、全国から二十三件選出しまして、そういうところでしっかりといろんな取組をしている皆さんに官邸に来ていただいて、そこを伸ばしていくとともに、こういう例があるということを皆さんに知っていただいて横展開をしてもらおうと、こういう試みをスタートさせたところでございます。

そういう方とお話しておりますと、今からどんどんどんどん夢が膨らんでいくと、こういう気持ちになってくるわけでございまして、そういうことを現実のものとしてしっかりと施策としてサポートしていくことによつて、農山漁村の活性化、しっかりと図つてまいりたいと、こういうふうにお思っております。

〇堀井巖君 ありがとうございます。大臣、副大臣、政務官、そして林野庁長官、そして職員の方々の役割と取組に期待を申し上げます。終わらせていただきます。ありがとうございます。

〇徳永エリ君 皆様、お疲れさまでございます。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。本日は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案について御質問をさせていただきます前に、